





		(注) 新生児の診療を行う小児科 ※該当する□に☑を記入すること
--	--	-------------------------------------

(注意)

- 1 「16」、「17」の事項については、分娩を取り扱わない場合には記載不要
- 2 再教育研修修了登録証の写しは、保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第3項の規定による登録を受けた者について添付が必要。
- 3 分娩を取り扱う助産所にあつては、嘱託医師に嘱託を行った旨を記載した書類(医療法施行規則第15条の2第2項に規定する病院又は診療所に嘱託を行った場合においては、当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨を記載した書類及び当該病院又は診療所に嘱託を行った旨記載した書類)及び医師法施行規則第15条の2第3項に規定する病院又は診療所に嘱託を行った旨を記載した書類

(添付書類)

- 1 敷地の平面図
- 2 周囲の見取図
- 3 建物の平面図(各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させる室があるときは、これを明示すること。)
- 4 開設者及び管理者の助産師免許証の写し(窓口にて原本を提示し、職員の確認を要する。)及び履歴書
- 5 管理者の再教育研修修了登録証の写し(窓口にて原本を提示し、職員の確認を要する。)
- 6 業務に従事する助産師の助産師免許証の写し(窓口にて原本を提示し、職員の確認を要する。)及び履歴書
- 7 助産師その他の従業者の名簿
- 8 嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」
- 9 嘱託医療機関に係る「嘱託した旨の書類」